

美郷町公民館図書室の臨時休館のお知らせ

美郷町公民館(旧仙南公民館)図書室の蔵書点検および書架整理のため、次のとおり臨時休館します。

なお、図書の返却はできますので公民館事務室に返却ください。

臨時休館日●2月23日(火)～24日(水)

問い合わせ 美郷町公民館 ☎0187(83)2280

美郷町公民館

2月1日に「2010年世界農林業センサス」を実施します

農林業センサスは、日本の農林業や農山村地域の実態を明らかにすることを目的とし、全国の農林業を営むすべての農家、林家および法人等を対象に5年ごとに行う調査です。

調査の対象となるお宅や法人等には、統計調査員がお伺いしますので、調査へのご協力をお願いします。

なお、調査票等に記入された内容は、統計法に基づき統計資料を作成するためだけに使用します。その他目的に使用することは一切ありません。

調査結果は、各種の農林業施策を企画・立案やその推進にあたり土台となる重要な統計データとなるほか、農山村地域の整備等、まちづくりに欠かせない資料として利用されます。



農林水産省・秋田県・美郷町

問い合わせ 企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901

企画財政課

平成22年度放課後児童クラブの利用申込みを受付けます

平成22年4月から放課後児童クラブを利用したい方の申込みを受付けます。

申込期限●2月10日(水)

申込方法●保護者の就労証明書を添えて、各地区の幼稚園・保育園に申込書を提出してください。申込書は各園に備えつけてあります。

利用対象者●小学校の1年生～3年生までの児童

利用時間●・月曜日～金曜日
学校終業時～午後6時30分
・土曜日、長期休業日
午前7時30分～午後6時30分

休業日●日曜日、国民の祝日および
年末年始(12月29日～1月3日)

利用料●月額3,000円
(おやつ代、児童クラブ共済掛金含む)

クラブ名称及び場所	利用申込及び問合せ先
千畑地区 めだか児童クラブ (千屋小学校そば)	なかよし園 (千畑幼稚園・保育園) ☎0187(85)3115
六郷地区 わくわく児童クラブ (六郷小学校そば)	わくわく園 (六郷幼稚園・保育園) ☎0187(84)0023
仙南地区 仙南っ子児童クラブ (金沢西根コミュニティセンター内)	すこやか園 (仙南幼稚園・保育園) ☎0187(83)2100

※自営業(商店、農業等)は、子どもの帰る時間帯に大人が在宅できると考えられますので、原則として利用できません。

※申込み後、ご家庭の状況によってはご利用をお断りしなければならない場合もあります。

放課後児童クラブとは

放課後や学校の長期休業日に、父母および祖父母等が仕事をしているなどの理由で日中家庭に大人がいない児童へ、適切な遊び及び生活の場を提供し健全育成を図ることを目的に設置しています。

問い合わせ 最寄りの各幼稚園・保育園または
町教育委員会幼児教育課 ☎0187(84)1112

安いで豊かな老後生活のために 新しい農業者年金に加入しましょう



「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

あなたの将来への備えは十分ですか？

農業引退後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要で年金への加入はかせません。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全で安心な公的年金制度となっています。

農
業
者
年
金
の
特
徴

1 農業に従事する方は広く加入 できます。

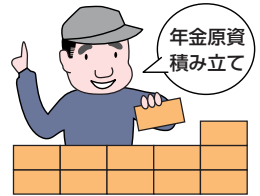
国民年金の第1号被保険者(保険料免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。



2 少子高齢化時代に強い年金です。 年金資産は安全かつ効率的な運用。

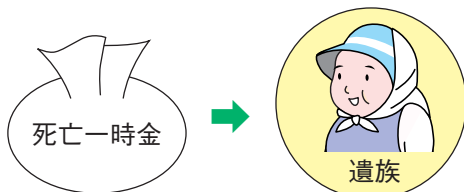
自分で積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められます(月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択)。農業経営の状況や将来設計に応じて、いつでも見直すことができます。



3 終身年金で80歳までの保証 付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。



4 公的年金ならではの税制上の 優遇措置があります。

支払った保険料は、全額(一人当たり年額12万円~80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。また、将来受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。



5 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額は、原則65歳から特例付加年金として受給できます。特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

加入の申し込みやご相談は、町農業委員会事務局または最寄りのJAまで

問い合わせ 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913